

めることです。

しょう。 どんなことをしなければならないので では、犬や猫を飼っている人たちは

ためのしつけを。一大のリーダーとして、

では、 では、 では、 では、 ですでいなくなる」など、 人を見ると吠えてしまう」「放浪癖が あってすぐいなくなる」など、 人間に があるように、 犬にも個性や性格 がありそれぞれ異なります。

そして、習性。

「走るものを追う。捕まえる」「やきる」「警戒心が強く、縄張りを守る」「飼い主に深い愛着をもち、服従す

これが犬の習性です。もちを焼く。愛情を独占したい」。

ったりすることがあります。で突然、人にかみ付いたり、飛び掛かレスがたまり、ちょっとしたきっかけ要であり、運動が不足しているとスト要であり、運動が不足しているとスト

い飼い主としての責務なのです。

関い主の多くは、そんな悲劇が起こ のための散歩を行っています。実際、 のための散歩を行っています。実際、 方をすぐに見つけることができます。 そして、犬を散歩させる際、守らな ければならないルールをすっかり忘れ ている飼い主をすぐに見つけることが できるのも事実です。

るマーキングを行います。このおしっ自分のテリトリーをほかの犬に知らせが強く、縄張りを守る」習性があり、、先ほど述べたように、犬は「警戒心

で散歩することも欠かすことのできな ニール袋を持ち、犬をロープにつない 見ても散歩を欠かすことはできません。 然の行為であり、また犬の健康面から とではなく道路についても同じです。 るはずです。これは、玄関先だけのこ キングを行うことが大切なのです。 欠かすことなく決まったところでマー 切な示威行為で、ただやみ雲に排せつ を守るために欠かすことのできない大 のふんを処理するためのスコップやビ おそらくほとんどの人が不愉快に感じ 犬のふんがあったら、どうでしょう。 ポイントが、自分の玄関先で、毎日、 をしているのではありません。毎日 そして、犬を散歩させるときは、犬 犬を散歩させるのは飼い主として当 では、その毎日行われるマーキング

ばなりません。 がリーダーとなって、犬にしっかり とつけをし、愛犬が人に危害を加えた り、まちの景観を汚したりしないよう り、まちの景観を汚したりしないよう



管理に関する条例(抜粋北海道動物の愛護及び

第1条 この条例は、動物の愛護及第1条 この条例は、動物の愛護精神のとともに、動物の取扱いにより、道民の動物愛護精神のによる人の生命、身体又は財産にによる人の生命、身体又は財産にによる人の生命、身体又は財産にによる人の生命、身体又は財産にはる人の生命、身体又は財産による人の生命、身体又は財産による人の生命、身体又は財産による人の生命、身体又は財産による人の生命、身体又は関して必要な事項を定め、動物の野生化を防止することを目動物の野生化を防止することを目動物の野生化を防止することを目が、対象を関係を表している。

(道民の責務)

協力する責務を有する。 であることを認識してその愛護に 努めるとともに、道が実施する動努めるとともに、道が実施する動

(飼い主の責務)

第5条 飼い主は、命あるものであ 第5条 飼い主としての責任を十 る動物の飼い主としての責任を十 を含む。以下同じ。)することに より、その健康及び安全を保持す るとともに、動物が人の生命、身 るとともに、動物が人の生命、身

努めなければならない。

こやふんによるマーキングは、縄張り